

兵庫県自転車活用推進計画(案)のパブリックコメントに
提出された意見等の概要とこれに対する考え方(概要)(案)

<期間>

令和元年 12 月 27 日(金)～令和 2 年 1 月 16 日(木)

<提出者数、意見件数>

21 人、54 件

<意見内容>

(計画への賛同、計画の位置付けに関すること)

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 計画への賛同 | ●地方部にとって交流人口としてロングライド利用者の増加は歓迎すべき、計画案通り自転車活用を推進してほしい。 |
| 2 | | ●環境に優しく経済的、効率的な自転車の効用が見直された本計画には賛成できる。サイクリングモデルルートもバリエーションに富んだ8コースがあり、利用者レベルにあったコースの選択も可能となり、完成後の利用を心待ちにしている。 |
| 3 | | ●自転車の活用推進は、健康面、環境面からも良い計画である。 |
| 4 | | ●内容については概ね賛成。 |
| 5 | 計画全般 | ●自転車事情を知っている人には、とても共感できる内容だが、自転車を持っていない人にも計画に興味を持ってもらう必要がある。そうすることで、車と自転車の共存につながる。 |
| 6 | 関連計画との関係 | ●「自転車通行空間整備 5 箇年計画」との関係に記載すべき。 |

【凡例】

●(赤色)本文に反映した意見(2 件)

●(青色)原案どおりの意見(33 件)

●(緑色)今後の取組の参考にする意見(19 件)

(自転車を取り巻く現状及び課題、計画の目標・取組む施策に関すること)

《都市環境》

| | | |
|----|--------|---|
| 7 | 課題 | ●都市環境の現状・課題で挙がっている事が出来ていない理由、対処方法を説明してほしい。 |
| 8 | 通行空間整備 | ●自転車道や駐輪場整備等は、全県一斉に行われるのか、自転車分担率の高い地域から優先して行われるのか。 |
| 9 | | ●健康寿命延伸のため、地方部での自転車の積極的な利用が必要であるが、目的地までの距離が遠く坂や峠道が多いため自動車が必要不可欠である。そのような地域に対しても十分に配慮した整備をしてほしい。 |
| 10 | | ●自転車通行空間の整備で、路肩や交差点、切り下げ部の視界が悪い個所等の街路樹の維持管理をしてほしい。 |
| 11 | | ●視覚障がい者も利用可能なタンデムバイクの公道走行を全国で一番早く実現した県の先進性を踏まえ、目標 1 の説明に「自転車通行空間を、都市部の全ての場所で、全ての県民が、安全で快適な移動を享受できる様に整備する。」という内容を盛り込んでほしい。 |
| 12 | その他 | ●タンデムバイクの公道走行を全国で一番早く実施しているといった本県の特徴も掲載してほしい。 |
| 13 | | ●普通自転車の例外規定として、自転車専用道、自転車専用通行帯、自転車通行可歩道などをタンデムバイクで通行可能になる様に県条例の見直しを目指してほしい。 |

《安全・安心》

| | | |
|----|--------|---|
| 14 | 交通安全教育 | ●通学・帰宅時に事故が多いため、中高生の通学利用条件としてヘルメット着用を校則で義務化してほしい。 |
| 15 | 安全意識向上 | ●自転車の適正な利用に向け、自動車利用者、自転車利用者のマナー向上を目指してほしい。 |
| 16 | | ●直線道路の自転車追越し時に重大死亡事故となる可能性が高いため、県条例による 3feet rule 化(思いやり 1.5m 運動)を施策に盛り込んでほしい。 |
| 17 | 指導取締り | ●安全対策として、ハード整備には限界があるため、教育や法整備(罰則)などに力を入れるべきである。 |
| 18 | | ●自転車通行空間を逆走する自転車の取締り強化や、通行ルールの周知に力を入れてほしい。 |
| 19 | | ●自転車通行可能な歩道を歩行者が危険を感じるスピードで走行する人や、車道を右側通行する人などのルール違反をしっかりと取り締まってほしい。 |
| 20 | | ●交通安全教育推進や指導・取締りについて、さらに一歩踏み込んだ施策改善が必要である。一時的な取締りキャンペーンの実施にとどまらず、自動車と同程度の頻度、厳しさでの取締り、指導を強く要望する。 |
| 21 | その他 | ●普段シティサイクルを使用する際、車道通行は怖いため歩道を通行させてほしい。 |
| 22 | | ●自転車利用啓発と整備を同時に行くと、整備が利用者増に追いつかず事故増につながらないか心配である。 |
| 23 | | ●交通事故対策にも力を入れてほしい。 |

《観光》

| | | |
|----|---------|---|
| 24 | 案内サイン | ●モデルルートは、できるだけ専用通行帯のペイントと目的地までの距離表示をしてほしい。 |
| 25 | | ●走行中のマップ確認を不要にするために連続した路面標示を検討してほしい。矢羽根は自転車の誘導には効果的であるがモデルルートを分かりやすくできないか(案内サインや距離標と同色(茶色)のラインなど)。 |
| 26 | | ●山のルートに勾配や標高を示す標識または路面標示の設置を推進してほしい。 |
| 27 | | ●コンビニや自動販売機等が少ない場所で、この先〇kmにコンビニ等がない情報を事前に提供してほしい。 |
| 28 | 維持補修 | ●サイクルツーリズム推進において、国内外から人を呼び込むためには、自転車で走りやすい道にするために、道路の計画的な修繕が必要である。 |
| 29 | | ●モデルルートにおける、走行性が悪く危険な舗装の修繕を行ってほしい。 |
| 30 | 受入施設 | ●ルート内のコンビニなどにサイクルラックなどを整備してほしい。 |
| 31 | | ●サイクリングルート沿線の店舗に立ち寄り易くするために、沿道店舗にサイクルスタンドの設置を進めてほしい。少なくとも道の駅には、サイクルスタンドの設置を必須にしてほしい。 |
| 32 | | ●モデルルート上のトイレを充実してほしい。 |
| 33 | | ●女性サイクリストも増加しトイレに苦慮することが多いため、一定区間に簡易なトイレを設置してほしい。 |
| 34 | マナー | ●淡路島を車で走行する際に車道を走行する自転車のマナーが悪い。 |
| 35 | | ●費用の掛かるハード整備ではなく、自動車ドライバーへの安全確保の周知をしてほしい。 |
| 36 | 自転車輸送手段 | ●サイクリングトレインが広がれば活用したいが、最寄駅から利用できないと使わない。 |
| 37 | イベント | ●ルート内でのサイクリングイベントなどを定期的に開催してほしい。 |
| 38 | 情報発信 | ●モデルルート広報で、ロングライド向けにサイクルステーション等の情報をマップ等で周知してほしい。 |
| 39 | | ●SNS などによる情報発信をさらに充実させてほしい。 |
| 40 | | ●入り組んだ道などは、拡大した地図などを示してほしい。 |
| 41 | | ●レンタサイクルなどでレンタル内容について情報提供してほしい。(備品や子供乗せ自転車等) |
| 42 | | ●モデルルートや地域ルートのルートマップを作成する際に、他の組織が設定している既存のサイクルルートやサイクルコースを反映した総合的なマップにしてはどうか。 |
| 43 | ルートの提案 | ●有馬温泉を起点とした六甲山山頂への負担の少ないルート「有馬温泉起点六甲山周遊サイクリング」の提案。 |
| 44 | | ●有馬六甲ルートを中心とした有馬群周遊ルートの開発を検討し、新たな宿泊客の層としてサイクリストを増やす。将来的には六甲山の登山道魚屋路を下山するエクストリームスポーツ大会も実施し、トップアスリートレベルの層も利用するサイクリストのメッカを目指す。 |
| 45 | その他 | ●サイクリングを行う人は他者の利用ルートを参考としており、行政主導で設定したルートは参考としない。整備路線を検討する際によく使われているルートを調査することが望ましい。 |
| 46 | | ●小学校などの遠足の一部に自転車ツーリングを導入してほしい。 |

《健康》

| | | |
|----|-----|--|
| 47 | 助成 | ●自転車通勤に対する会社から購入補助や自転車通勤費の割引増しなどインセンティブが必要。 |
| 48 | | ●自転車購入の際の補助金制度があれば、更に促進されるのではないか。 |
| 49 | その他 | ●全ての県民の健康を考えて自転車を活用出来ないか、どうすれば自転車を利用出来る様になって行くかを是非計画に盛り込んで推進してほしい。 |

(計画の進め方に関すること)

| | | |
|----|------|--|
| 50 | 推進体制 | ●現状組織では縦割りとなり体制が不十分と考えられる。自転車関連施策の企画立案、予算確保、関連機関との調整を行う部局横断的な組織を新たに設置すべきである。 |
|----|------|--|

(ひょうごサイクリングモデルルート、自転車ネットワーク計画に関すること)

| | | |
|----|-------------|---|
| 51 | モデルルート | ●「No. 4 山田錦の里ロングライドコース」は、沢山の地域資源を見聞きできるルートとなっており、すばらしいルートだと思う。故に、多様な地域資源を抱えるルートを「山田錦の里」と一括りにした名称にするのは相応しくない。また、山田錦の魅力に特化したルートとも言えない。今後、「山田錦の里」にふさわしいルート設定をされてはどうか。このモデルルートのままで「山田錦の里」を名称に使用されることは反対である。 |
| 52 | | ●「No.6 ぐるっと西播磨」は、急なカーブと海岸側の樹木により見通しが悪く危険な場所がいくつかある。安全性向上と海への眺望確保のために樹木の伐採が望ましい。 |
| 53 | | ●第7章のひょうごサイクリングモデルルートは5.4 施策 10 区分①の参考資料にするべきである。 |
| 54 | 自転車ネットワーク計画 | ●「自転車活用推進計画」の中に「自転車ネットワーク計画」が位置づけられるのか。 |